

認知症グループホーム寿限無「お手玉ユニット」

認知症対応型共同生活介護事業所運営規程

介護予防認知症対応型共同生活介護事業所運営規程

(目的)

第1条 この規程は、永生会が設置運営する認知症対応型共同生活介護事業の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(事業の目的)

第2条 本事業は、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び日常生活の中での心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう支援することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 本事業所において提供する認知症対応型共同生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

- 2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
- 3 利用者及びその家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。
- 4 適切な介護技術を持ってサービスを提供する。
- 5 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。

(事業所の名称)

第4条 本事業所の名称はグループホーム「寿限無」とする。

(職員の員数及び職務内容)

第5条 本事業所に勤務する職員の員数及び職内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 各ユニット1名（常勤又は兼務）
管理者は、業務の管理及び職員等の管理を一元的に行う。
- ② 計画作成担当者 各ユニット1名（常勤又は兼務）
計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成することとともに、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連絡・調整を行う。
- ③ 2ユニット合計、介護職員18名以上（常勤・非常勤・兼務含む）
介護従事者は、利用者に対し必要な介護及び支援を行う。

(利用定員)

第6条 利用定員は、18名（1ユニット9名）とする。

(介護の内容)

第7条 認知症対応型共同生活介護の内容は次のとおりとする。

- ① 入浴、排泄、食事、着替え等の介助
- ② 日常生活上の世話
- ③ 日常生活の中での機能訓練
- ④ 相談、援助

(介護計画の作成)

第8条 認知症対応型共同生活介護サービスの開始に際し、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、個別に認知症対応型共同生活介護計画（以下介護計画）を作成する。

- 2 介護計画の作成、変更に際しては、利用者及び家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。
- 3 利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常に、その実施状況についての評価を行う。
- 4 介護計画の作成にあたり、ターミナルケア時には「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」に沿った、本人の意思を尊重した医療・ケアの方針決定に対する支援に努める。

(利用料等)

第9条 本事業が提供する認知症対応型共同生活介護の利用料は、介護報酬の基準額とする。ただし、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

- | | |
|---------|------------|
| ① 家賃 | 110,000円/月 |
| ② 食材料費 | 45,000円/月 |
| ③ 水道光熱費 | 20,000円/月 |
| ④ 共益費 | 15,000円/月 |

(日常生活において、通常必要となる費用で利用者が負担することが適当と認められる費用)

- ⑤ その他日常生活費として利用者個々の希望・状況により個人のために供する費用が別途かかります。(おむつ代・理美容代・日用品・医薬品・交通費等)使用時は毎月送付される利用料等の請求書内に加算し合わせて請求いたします。
- ⑥ 入居保証金(家賃×3か月分) 330,000円
 - ・原則入居時に徴収し、退去時に清算致します。
 - ・保証は、「費用滞納時」及び退去時の「ルームクリーニング費用」に充当させていただきます場合がございます。

- 2 月の中途における入居または退去については日割り計算とする。
- 3 利用料の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、銀行口座振替によって指定期日までに受けるものとする。

4 平成30年8月1日より一定以上の所得のある方は、介護サービスを利用した時の介護報酬の基準額負担割合が1割から2割又は3割に変わります。

(介護保険負担割合証参照)

(入退居に当たっての重要事項)

第10条 認知症対応型共同生活介護の対象者は、入居申請の時点で継続して3ヶ月以上八王子市に居住する者である。尚、詳細については八王子市地域密着型サービスの区域外指定及び利用に関する要項に基づくものとする。また、要介護者であって認知症の状態にあり、かつ次の各号を満たす者とする。

① 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。

② 自傷他害のおそれがないこと。

③ 常時医療機関において治療をする必要がないこと。

2 入居後利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退居してもらう場合がある。

3 退居に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退居に必要な援助を行うものとする。

(秘密保持)

第11条 本事業所の従業者は、業務上知り得た利用者や家族の秘密保持を厳守する。

2 従業者であった者が、業務上知り得た利用者または家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講ずる。

(苦情処理)

第12条 利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。

(損害賠償)

第13条 利用者に対する介護サービス提供に当たって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

2 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(衛生管理)

第14条 認知症対応型共同生活介護を提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。

2 従業者は、感染症等に関する知識の習得に努める。

(緊急時における対応策)

第15条 利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じたときは、主治医または協力医療機関と連絡をとり、適切な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第16条 非常災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、

管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。

- 2 非常災害に備え、年に2回地域の協力機関等と連携を図り、避難訓練を行う。
(身体的拘束・高齢者虐待防止等)

第17条 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き身体拘束は行わない。

- 2 緊急やむを得ない場合は、次のいずれにも該当する場合とする。
- ① 利用者または他の利用者の生命又は身体に危険が及ぶ可能性が著しく高いこと
 - ② 身体的拘束等を行う以外に当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するために手段がないこと
 - ③ 身体的拘束等が一時的なものであること。
- 3 やむを得ず身体的拘束等を行う場合は、2項の要件確認等の手続きが極めて慎重に実施されるケースに限り、厚生労働省が作成した「身体拘束ゼロの手引き」、事業所内「身体的拘束等排除マニュアル」に基づき実施するものとする。
- 4 身体的拘束等の適正化をはかる観点から、身体的拘束等の適正化のための指針・委員会・周知活動・研修等事業所内「身体的拘束等排除マニュアル」に基づき実施する。
- 5 高齢者虐待防止の推進を図るため、「虐待の防止のための措置に関する事項」を以下に定めることとする。
- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る
 - ② 虐待の防止のための指針を整備する
 - ③ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - ④ 上記措置を適切に実施するための担当者を置く。

(その他運営についての重要事項)

第18条 従業者等の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

- ① 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- ② 経験に応じた研修 随時

2 事業所はこの事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備する。

3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、理事長の承認を得て、代表者が定めるものとする。

付 則 この規程は、平成27年 8月 1日から施行する。
平成29年 12月11日に更新する。
平成30年 4月 1日に更新する。
令和 3年 4月 1日に更新する。
令和 4年 3月 1日に更新する